

生．総．対3第796号
令和2年2月10日

東京万引き防止官民合同会議
関係業界・団体 各位

警視庁生活安全総務課長
(東京万引き防止官民合同会議 総務委員長)

万引き被害届出時における警察官の聴取事項等のご連絡について(通知)

謹啓

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また平素より、万引き防止への取組を始め、警察の業務各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、警視庁では関係者の方々の負担軽減のため各種取組を推進しておりますが、小売店の方からは、「届出に必要な事項が予め分かっていると小売店側も対応がしやすい」旨のご意見をいただいております。この度、被害の届出の際に、警察官が聴取する主な事項やご準備いただきたいことなどを別添のとおり取りまとめました。

つきましては、貴業界・団体ご加盟の小売店の方々にご一読いただき、万引き被害届出の際に備えご準備いただくことにより、被害に遭われた小売店の方々のご負担の軽減にも寄与するものとして、下記事項について周知のお取り計らいの上、ご活用いただきますようお願いいたします。

今後とも、万引きの全件届出のご協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

謹白

記

1 添付資料

別添 目撃状況等確認項目

2 本件に関する問合せ先

東京万引き防止官民合同会議 事務局

警視庁生活安全部 生活安全総務課 生活安全対策第三係 (万引き防止対策)

03-3581-4321(内線 703-30261)